

北九州市保護犬ねこ不妊去勢サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、民間の団体等が保護犬猫に不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）を受けさせる費用を補助することによって、保護犬猫の譲渡を促進し、飼い主のいない猫並びに多頭飼育崩壊及び飼い主の高齢化により飼育できなくなった犬猫の保護に係る課題を解決することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「保護犬猫」とは、飼い主のいない猫並びに多頭飼育崩壊及び飼い主の高齢化などによって飼育できなくなった犬又は猫で、民間の団体等が一般の飼い主へ譲渡する目的で一時的に飼育しているものをいい、当該団体等が自ら終生飼育しようとするものは含まない。

(補助額)

第3条 手術の補助額は次のとおりとする。

- (1) オスの犬又は猫 1頭につき 5,000 円
- (2) メスの犬又は猫 1頭につき 10,000 円

2 手術にあたって補助額を超える費用がかかったときは、手術を受けさせた者がその費用を負担するものとする。

(対象頭数)

第4条 補助の対象となる頭数は、予算の範囲内で北九州市動物愛護センター所長（以下「センター所長」という。）が別途定めるものとする。

(登録)

第5条 この事業による補助を受けようとする者は、北九州市動物愛護センター（以下「センター」という。）に次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1）を提出し、登録を受けるものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人又は人格のない社団等にあつては代表者の氏名
- (2) 活動の本拠地
- (3) 人格のない社団等にあつては所属する者の氏名及び住所
- (4) 過去1年間の譲渡実績
- (5) 犬及び猫の飼育頭数
- (6) 第二種動物取扱業の届出の有無
- (7) センターへの団体譲渡登録の有無

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 飼育施設の写真
- (2) 法人にあつては登記事項証明書
- (3) 過去1年間の活動実績を示す書類

(登録の基準)

第6条 登録する者は、申請の日までに一般の飼い主へ犬又は猫の譲渡を行った実績のある団体または個人であり、北九州市内を活動の本拠地とするものとする。

2 センター所長は、登録することが適当ではない者から申請があったときは、登録しないことができる。

(手術を受けさせる犬又は猫の申請)

第7条 登録を受けた者は、その保護犬猫に補助を受ける手術を受けさせようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第2)であらかじめセンターに申請しなければならない。

(1)犬又は猫の別

(2)性別

(3)犬種又は猫種

(4)推定年齢

(5)毛色

(6)犬にあっては狂犬病予防法による登録番号又はマイクロチップ番号

(7)犬にあっては狂犬病予防注射の接種状況

(8)保護した場所(補助を受けることができるのは、北九州市内で保護した犬猫に限る。)

(9)その他特徴

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付すること

(1)手術を受けようとする犬又は猫の写真

3 センター所長は、申請のあった保護犬猫について、その内容を審査し、適当と認めたときは、北九州市保護犬猫不妊去勢サポート事業補助券(以下「補助券」という。)を交付する。

(手術の実施)

第8条 この事業による補助を受ける手術は、市が指定する診療施設で行うものとし、手術に事故等があったときには、当該診療施設と手術を受けさせた者の間で解決することとする。

2 登録を受けた者が第7条第1項の申請をした保護犬猫の手術を受けさせるときは、同条第3項の補助券を診療施設に提出し、第3条第1項の額を控除した額を診療施設に支払うものとする。

(登録の取り消し)

第9条 センター所長は、虚偽の内容で第5条の登録を受けた者に対して、その登録を取り消すことができる。

(補助券の返還等)

第10条 補助券の交付を受けた者が、補助券を使用しないこととしたときは、速やかに当該補助券を返還しなければならない。

2 虚偽の内容による申請等、不正な手段で補助券の交付を受けた者に対しては、当該補助券を返還させることができる。

3 前項に規定する者が既に手術を受けさせた後であった場合、手術費用から控除された額を追加で診療施

設に支払うものとする。

4 前2項の規定は、第9条により登録の取り消しを受けた者に対して準用する。

(事業年度)

第11条 この事業の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 第7条の申請をしようとする者は、2月末日までにしなければならない。

3 補助券の交付を受けた保護犬猫に対する手術は、3月末日までに終了しなければならない。これまでに終了しない場合には、当該補助券を返還しなければならない。

(譲渡後の報告)

第12条 この事業の補助を受けた者は、補助を受け手術した保護犬猫の譲渡等の状況を、翌年度の5月末日までにセンターに様式第3により報告しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に必要な事項はセンター所長が定める。

付 則

この要綱は令和6年9月5日から施行する。

付 則

この要綱は令和6年10月28日から施行する。

様式第1(第5条関係)

申請年月日 年 月 日

北九州市動物愛護センター所長 様

氏名

(法人又は人格のない社団等にあつては名称及び代表者氏名)

住所

電話番号

北九州市保護犬ねこ不妊去勢サポート事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり登録を申請します。

| | | |
|-----------------------------------|---|-----|
| 1 活動の本拠地 | 北九州市 区 | |
| 2 団体に所属する者の氏名及び住所 (人格のない社団等のみ) | 別紙のとおり | |
| 3 過去1年間の譲渡実績 | 犬 頭 | 猫 頭 |
| 4 飼育する犬及び猫の数 | 犬 頭 | 猫 頭 |
| 5 第二種動物取扱業の届出の有無 | 有 ・ 無 | |
| 5 団体譲渡登録の有無 | 有 ・ 無 | |
| 6 添付書類 | <input type="checkbox"/> 飼育施設の写真 <input type="checkbox"/> 法人にあつては登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 活動実績を示す書類 | |

※飼育施設の写真にあつては、保護犬猫を飼育する施設の全景が分かる写真を添付すること。

※活動実績を示す書類にあつては、団体の規約、譲渡契約書の写し(相手方の氏名、住所等を伏せたもの1部)、ホームページのURL、譲渡会等を行っている様子を撮影した写真等で活動を行っていることを客観的に示すことができる書類を添付すること。

| | | | | | |
|----|----|----|----|------|-----|
| | | | | 登録番号 | 受付印 |
| 担当 | 係長 | 次長 | 所長 | | |
| | | | | | |

様式第1(第5条関係)

様式第1別紙

| | 氏名 | 住所 |
|----|----|----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |
| 16 | | |
| 17 | | |
| 18 | | |
| 19 | | |
| 20 | | |

様式第2(第7条第1項関係)

申請年月日 年 月 日

北九州市動物愛護センター所長 様

登録番号

氏名

(法人又は人格のない社団等にあつては名称及び代表者氏名)

住所

電話番号

私が保護している下記の犬又は猫について、不妊又は去勢手術を受けさせるにあたり、その費用について補助を受けたいので申請します。

記

| | | | |
|--------------------------------|--------|---------|-------|
| 犬又は猫の別 | | | |
| 性別 | | | |
| 犬種又は猫種 | | | |
| 推定年齢 | | | |
| 毛色 | | | |
| 犬にあつては狂犬病予防法による登録番号又はマイクロチップ番号 | | 狂犬病予防注射 | 済 ・ 未 |
| 保護した場所 | 北九州市 区 | | |
| その他特徴 | | | |
| | 補助券番号 | | |

※写真を添付すること

申請するにあたり、次のことを誓約します。

- 手術を受けさせる犬又は猫は、譲渡を予定しているものであり、申請者が終生飼育しようとするものではありません。
- 譲渡先が決まるまでは、適正に飼育します。
- 第二種動物取扱業に該当する場合、基準等の法令を遵守します。

| |
|-----|
| 受付印 |
| |

様式第3(第12条関係)

年 月 日

北九州市動物愛護センター所長 様

氏名

(法人又は人格のない社団等にあつては名称及び代表者氏名)

住所

電話番号

譲渡等状況報告書

北九州市保護犬ねこ不妊去勢サポート事業実施要綱第12条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

| | | | | | | |
|---------------------------|-------|----|---|---|----|---|
| 補助券の交付を受けた頭数 | 犬 | オス | 頭 | ・ | メス | 頭 |
| | 猫 | オス | 頭 | ・ | メス | 頭 |
| 手術を受けさせた頭数 | 犬 | オス | 頭 | ・ | メス | 頭 |
| | 猫 | オス | 頭 | ・ | メス | 頭 |
| 手術を受けさせなかった犬又は猫にかかる補助券の返還 | 済 ・ 未 | | | | | |

個別の状況

| 補助券番号 | 譲渡等状況 | 譲渡又は死亡の日 | 譲渡先の区分 | 他団体等への譲渡の場合、その理由 |
|-------|----------------|----------|-----------|------------------|
| | 譲渡 ・ 継続飼養 ・ 死亡 | | 一般 ・ 他団体等 | |
| | 譲渡 ・ 継続飼養 ・ 死亡 | | 一般 ・ 他団体等 | |
| | 譲渡 ・ 継続飼養 ・ 死亡 | | 一般 ・ 他団体等 | |
| | 譲渡 ・ 継続飼養 ・ 死亡 | | 一般 ・ 他団体等 | |

